

## 並木学院福山高等学校同窓会会則

- 第 1 条 本会は並木学院福山高等学校同窓会と称し、事務局及び団体の所在地を並木学院福山高等学校内（広島県福山市吉津町 12-27）に置く。
- 第 2 条 本会は会員相互の親睦を図るとともに、並木学院福山高等学校の発展に寄与することを目的とする。
- 第 3 条 本会は並木学院福山高等学校卒業生及び現旧職員を以て組織する。ただし、現旧職員は特別会員として参与する。
- 第 4 条 本会には次の役員を置く。  
会長：1名、副会長：若干名、書記：1名、会計：1名、幹事：若干名  
会計監査：若干名
- 第 5 条 会長・副会長は総会において会員中より選出し、書記、会計、幹事、会計監査は会長の指名により総会の承認を得る。
- 第 6 条 役員の仕事は次のとおりとする。  
(1) 会長は会を代表し、会の業務を総括する。  
(2) 副会長は会長を補佐し、会長に支障あるときはその代理をする。  
(3) 書記は書記業務を担当する。  
(4) 会計は会長の命を受け、本会の出納を司る。(会の財産は会長名義で管理する)  
(5) 幹事は会長の命を受けて庶務を行う。  
(6) 会計監査は本会の会計を監査する。
- 第 7 条 役員の仕事は 5 年とし、再任を妨げない。
- 第 8 条 本会の会議は総会、幹事会（会長又は副会長を含む）とし、毎年 1 回総会を開催する。  
総会の決議は出席会員の過半数を持って可決する。
- 第 9 条 本会会則の変更は、役員会で立案し、総会の決議を経て、会員に報告をしなければならない。
- 第 10 条 必要に応じて臨時総会を開催する。

第 11 条 本会の経費は入会金及びその他の収入によりこれを支弁する。

第 12 条 入会金は別表 1 の通りとする。

第 13 条 本会は本会の目的である事業の継続が不可能となった場合、解散する。  
解散する場合、総会の議決を経て会員の総会を開催し、出席会員の過半数の同意を得なければならない。

第 14 条 本会の解散の時に存在する残余財産の処分については総会の決議による。

第 15 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

#### 附 則

本会則は令和 8 年 4 月 1 日より施行する。

別表1 入会金について

同窓会 入会金	2000円
---------	-------

入会時に納入とする。入会金をもって同窓会終身会員とする。